

学位論文（博士）のデジタル化実施に係る著作権処理について

国立国会図書館では、平成 22 年度に学位論文（博士）約 14 万件分のデジタル化を実施します。対象となるのは、平成 3 年度から平成 12 年度までに学位授与大学から国立国会図書館に送付された学位論文（博士）※です。

※ 平成 13 年 4 月以降送付された学位論文（博士）のうち、平成 13 年 3 月 31 日以前に学位授与されたものも一部含まれます。

国立国会図書館が、原資料の保存を目的として学位論文をデジタル化すること、デジタル化した学位論文を国立国会図書館の施設内で閲覧できるようにすることについては、著作権法上認められていますが、デジタル化した資料をインターネット上で公開するなど、より広範な利用に供するためには、著作権を有する学位論文の著者の方の許諾が必要です。

そこで、このたび、今回のデジタル化対象となる学位論文について、著作権処理（学位論文の著者への許諾依頼）を行うこととなりました。

今回、著者の方に許諾をお願いする事項は以下のとおりです。

- (1) 国立国会図書館における全文複写提供および公衆送信（インターネット公開）を行うこと
- (2) 国立国会図書館がデジタル化した学位論文を複製して学位授与大学へ譲渡すること
- (3) 学位授与大学において、国立国会図書館から譲渡を受けた学位論文のデジタル化複製物を利用（全文複写提供、公衆送信）に供すること

今回の著作権処理は、国立国会図書館と学位授与大学（一部を除く）が協力して行います。わが国において、これだけ大規模に、共同で著作権処理が行われるのは極めて珍しいことです。これは、昨今、大学においても学位論文のデジタル化と公開を進めていることから、著作権処理作業の重複を回避することで費用の低減化を図り、学術情報の流通をより一層促進しようという理念に基づくものです。

■著作権処理手続の期間

平成 22 年 9 月～平成 23 年 3 月

■許諾依頼の方法

国立国会図書館が委託する著作権処理業者が、対象となる学位論文の著者の方の連絡先を調査し、連絡先の判明した著者に対して許諾依頼文書を郵送します。

■許諾の回答方法

許諾依頼文書に許諾回答書を同封します。対象となる学位論文の著者に必要事項をご記載いただき、同封の返信用封筒により著作権処理業者に返送していただきます。

<報道機関の方のお問い合わせ先>

国立国会図書館 総務部総務課 広報係

電話：03-3506-5103（直通）

<学位論文の著者の方のお問い合わせ先>

国立国会図書館 総務部企画課 大規模デジタル化実施本部事務局

電話：03-3506-5295（直通）